

令和6年第3回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和6年9月17日（火） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題

請願第3号	現行の健康保険証とマイナ保険証の両立に係る意見書採択を求める 請願書
請願第4号	訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書
議第75号	子どもに係る医療費助成の一部負担金無償化に伴う関係条例の整備 に関する条例制定について
議第76号	村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例制定について
議第77号	村上市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定につ いて
議第78号	村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条 例制定について
議第79号	村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議第80号	公の施設に係る指定管理者の指定について
議第85号	令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第92号	令和5年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第93号	令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて
議第94号	令和5年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（7名）

1番	渡 辺 昌 君	2番	長谷川 孝 君
3番	川 村 敏 晴 君	4番	大 滝 国 吉 君
5番	山 田 勉 君	6番	上 村 正 朗 君
7番	鈴 木 一 之 君		
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者

議 長	三 田 敏 秋 君
-----	-----------
- 7 委員外議員（2名）

菅 井 晋 一 君	野 村 美佐子 君
-----------	-----------
- 8 オブザーバーとして出席した者（なし）
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
税 務 課 長	永 田 満 君
同課収納対策室長	石 田 百合子 君
同課市民税室長	小 野 由 香 君
同課市民税室係長	百 武 美 奈 君
保 健 医 療 課 長	押 切 和 美 君
同課国保室長	林 洋 一 君
同課国保室副参事	渡 邊 智 雄 君

同課健康支援室長	船山幸文君
同課健康支援室主幹	中川紀子君
同課健康支援室係長	工藤千晶君
介護高齢課長	志田淳一君
同課高齢者支援室長	川村勇治君
同課高齢者支援室主幹	田中加代子君
同課介護保険室長	瀬賀由香君
同課介護保険室係長	石山寛子君
福祉課長	太田秀哉君
同課福祉政策室長	佐藤一幸君
同課福祉政策室副参事	堀川さゆり君
同課福祉政策室副参事	斎藤悠輔君
同課福祉政策室係長	田巻桂君
同課福祉政策室係長	菅井洋子君
同課総合相談室長	石嶋聡君
同課総合相談室係長	遠山恵子君
こども課長	山田昌実君
同課子育て政策室長	長谷部淳君
同課子育て支援室長	高橋洋一君
同課子育て支援室係長	高橋洋樹君

10 議会事務局職員

局長 内山治夫
書記 山田ひろみ

(午前10時00分)

委員長(鈴木一之君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、請願第3号及び請願第4号についてそれぞれ請願者の意見を聞くこととしたので、最初に協議会を開催してこれを審査し、委員会再開後、審査日程のとおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより請願者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(鈴木一之君)請願者(新日本婦人の会 村上支部代表 桑名紀子氏、同役員 中野千香子氏)を入室させる。

日程第2 請願第3号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立に係る意見書採択を求める請願書を議題とし、紹介議員(菅井晋一君)から補足説明を受けた後、請願者(新日本婦人の会 村上支部代表 桑名紀子氏、同役員 中野千香子氏)から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

菅井 晋一 おはようございます。それでは、私から簡単に御説明を申し上げます。現行の健康保険証とマイナ保険証の両立に係る意見書採択を求める請願書の補足説明をいたし

ます。御承知のように、本年12月2日に健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することになりました。しかし、マイナ保険証は登録率、利用率が低く、登録情報とのひもづけの誤りが生ずるなど、市民誰でも安心して利用できる状況にはありません。マイナカードを持っていない人が公的医療保険の診療を受けられなくなると不安視したり、別人情報のひもづけ誤りなどによる個人情報流出を心配したりする声もあります。本市におけるマイナ保険証の登録率は、国民健康保険で70.7%、後期高齢者で60%、利用率は国民健康保険で12.4%、後期高齢者で6.7%と保健医療課からお聞きしました。このような現状から、この請願のとおり、現段階においては現行の健康保険証とマイナ保険証の両立した制度運営が必要と考えたところであります。また、新聞報道によると、林芳正官房長官は今年7日に、マイナンバーカードと健康保険証を一体化したマイナ保険証への移行に関し、現行の健康保険証の廃止期限を見直す意向を示しております。東京都内で病院などを視察した後、こういう表明をしております。マイナ保険証をめぐるはまだ国民の皆様には不安がある、納得して移行してもらうために必要な見直しを行いたいと記者団に語ったそうではありますが、時の官房長官が政府の方針に異を唱えるのもちょっと変だかなとは思いますが、そういう新聞報道もありました。以上のことから、どうかこの請願の趣旨を御理解いただきまして、御賛同を賜りたくお願い申し上げます、甚だ簡単ではありますが、私からの補足説明といたします。よろしく願いいたします。

委員長（鈴木一之君）暫時休憩を宣する。

（午前10時06分）

委員長（鈴木一之君）委員会の再開を宣する。

（午前10時16分）

（審 査）

鈴木委員長 これから審査に入ります。初めに、自由討議を行います。自由討議はございませんでしょうか。

（自由討議）

長谷川 孝 マイナンバーカードというのは任意なわけですね。それで、今回の総裁選でも何人かの候補者というのはまた別なほうの話をしたり、非常に国民にとっては不安な話になったりしています。それと、このマイナンバーカードを来年に運転免許証もひもづけするということを言っていますけれども、フランスとか、ある一部の国がマイナンバーカードを使えないということで、両方使ってもいいような、そのような形になりそうです。外国に対して両方使ってもいいなんて言っているのに、国内でどうしてもマイナンバーカードにひもづけするの以外は使えないという方法はちょっと国民にとって納得できないということと、それから今話を聞きますと、大体ひもづけしていない人も30%ぐらいいるということを見ると、やはりこれは両方とも使えるような形で取りあえずいつて、ちょっと国民に優しいような政策を取ってもらいたいなというような気もしますが、皆さんどのような考え方なのかお聞きしたいと思います。

鈴木委員長 今2番委員から、その趣旨等々についての自由討議をいただきましたのですが、ほかの委員の方。

川村 敏晴 このマイナンバーカード、私自身はもうひもづけしてはいますが、これから政府がデジタル化を進める上で一つの根幹をなす部分だろうと思う中で、少なからぬ初期の接続のミスだとかいろいろとあることも聞いていますが、後退させる時期はもう通過しているのではないかなというふうな考え方でありますので、私自身は誤った部分については適切な処置を施していきながら、やはり完全な形、そして安全に利便的に使えるような、早くそういう環境を構築することを求めるべきではないかなと思います。

渡辺 昌 昨年の9月議会にマイナンバーカードの強制について反対の、強制につながるのではないよという意見書の提出を求める請願があったと思うのですが、私そのときはその請願に賛成しております。そういうことで、また今回このような内容の請願が上がっているのですけれども、どういうふうに考えればいいのかなどは自分なりに考えたのですけれども、今日このひもづけの割合とかを聞くと結構高い、思っていたより、利用率は確かに低いのですけれども、ひもづけされている方は多いなという印象を受けました。それと、もしマイナンバーカードにひもづけされていない方、そしてマイナンバーカードを持っていない方については、現状の保険証と同じ形態の資格証が出るということになっています。ただ、それがいつまでの期間なのかとか、その辺がはっきりしないというようなことであります。ただ、国としてもそういうひもづけされていない方、マイナ保険証を持ちたくない方のための対策を取っているようであります。また、これまでの費用をかけてこのマイナ保険証、マイナンバーカードの普及を進めているわけですので、この請願にあるような併用というのはなかなか現状では難しいのかなと私は思いました。以上です。

大滝 国吉 今説明を聞くと、なかなかマイナンバーカードの使用、これからそうしていくのにはいろいろ支障もあるのかなという感じはしました。ただ、国も市もこの準備にずっと今仕事費やしながら続けているわけですので、またこれを変えとなると、なかなかその準備にもいろいろな支障が出るのかなとも感じています。国民が本当に使いやすいシステムになるのは、それは当然であろうが、それをするために国がもう少し考えながら、今の現状をしっかりと見極めながらやるのが筋だと思いますが、国の施策もやっぱりそれに準じて我々は従っていくのも一つの手かなとも感じておりました。

山田 勉 今までの健康保険証を廃止すれば大きな混乱を招くということは間違いないと思いますので、やっぱりどちらも使えるようにして、ある程度落ち着いてから正式に一本化という形のほうがよろしいかなと思います。

上村 正朗 一言自由討議参加させていただきたいと思います。9月15日付の新潟日報に、全国18の地方紙が住民に対してアンケートを行ったという記事が載っています。18市のアンケート結果によれば、現行保険証を残してほしいというのが、全体の8割の国民が現行を残してくれと。要は両立、マイナ保険証と紙の保険証両立でいいよということも含めて8割という結果が出ています。個人情報の漏えいとか、あとは医療機関がなかなか大変だとか、いろんな状況がありますので、私としてはマイナの正確性だとか、利便性だとか、それは使いながらどんどんそれは改善していけばいいのかなと。国民のほうマイナ保険証のほうがいいなと思えばそちらのほうを使えばいいわけだし、まだ不安がある、ちょっと心配だということであれば紙の保険証を

使っていけばいいのかなということで、国民に対してやはり強制にわたるようなやり方は私はおかしいなと思います。国・県・市、一生懸命実施のための努力をしているのは分かりますけれども、私、市議会が依拠すべきところは国の動きよりも、市民、住民の声がどちらのほうを向いているのかということをやはり聞くべきだと思いますので、私は請願どおり現行の健康保険証とマイナ保険証の両立で当面いくべきだというふうに考えます。以上です。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり審査を終結し、自由討議の後、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、可否同数。村上市議会委員会条例第17条第1項の規定によって、委員長採択の結果、請願第3号は不採択とすべきものと決定した。

委員長（鈴木一之君）請願者（村上生活と健康を守る会会長 斎藤正直氏、同事務局 中野千香子氏）を入室させる。

日程第3 請願第4号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書を議題とし、紹介議員（野村美佐子君）から補足説明を受けた後、請願者（村上生活と健康を守る会会長 斎藤正直氏、同事務局 中野千香子氏）から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

野村美佐子 私一般質問でも取り上げましたので、細かいことは、今日説明にもいらしているのですが、一般質問の市長答弁で市長自身も同じ問題意識を持たれていて、介護保険事業、特に訪問介護事業においては、村上は広域であることで訪問時間が長いことや、また冬場なんかは雪かきから始めなければいけないという、そういう時間のかかる中で訪問介護の基本報酬を下げたということは非常に現実合わないし、自分としても介護事業者を苦しめているという同じ認識を持っていて、市長会や阿賀北市長会などの皆さんと一緒に国や県に意見を上げているとおっしゃっていただきましたので、この議会においても、この介護報酬、特に村上の訪問介護を支えてきた零細事業者を本当になくさない、廃止に追い込まないという立場で、議会としてもこの請願を取り上げて意見書を上げることをぜひとも皆さんにお願いいたしまして、簡単ではありますが、補足説明とさせていただきます。ありがとうございました。

委員長（鈴木一之君）暫時休憩を宣する。

(午前10時29分)

委員長（鈴木一之君）委員会の再開を宣する。

(午前10時41分)

(審 査)

鈴木委員長 これから審査に入ります。初めに、自由討議を行います。自由討議はございませんでしょうか。

（自由討議）

長谷川 孝 野村議員の一般質問で、市長は阿賀北6市の市長会でも要望書を上げて、それで全国の市長会まで要望書を上げていきたいというような話もされました。私もいろいろヘルパーさん、ホームヘルパーさんの実態とかも調べたりしますと、もうはっきり言って75歳ぐらいの人を70歳ぐらいの方が面倒見ているというような状況が非常に多いのです。それで、朝6時ぐらいに行ってとか、それから夜の8時ぐらいに出かけるとか、もう時間も不特定なところもありますし、これやっぱり若い人が例えば働きたいといっても、なかなか子育て世代という人が働けるような状況にないわけですので、人材不足というのはこれからも続くような気がします。それと、3%というのが減らされたということを考えた場合に、はっきり言って私は村上市が、市長があれだけ事業所に支援すると言うのだったら、村上市だけでも、この3年間にかかる3%をこのまま例えば下げるのだったら、その3%を村上市で面倒見てやるというぐらいのやっぱり考え方を持ってもらえれば、全国的に発信もできるのではないかなというような気がしております。本当にホームヘルパーさんの現状を考える場合に、3%を戻せばいいだけの話には絶対収まらないのですけれども、令和6年から3年間減らすということ自体がちょっと働く気力とかも薄れるという状況を考えて場合に、やっぱり何とかしてやらなければ駄目だということは皆さんで考えてもらえればなということで私の考えをお示しました。以上です。

川村 敏晴 介護施設の運営の中では入所、それから通所、そしてまた今のような訪問というふうなことで行っているというふうなことで承知していますが、やはり毎年耳にすることですけれども、入所を希望しながら、施設に入れない、村上市内でも常に500人を上回る待機者がいらっしゃるということ、そしてまた通所介護においても、連日通所するというのはなかなか経費的にも、施設の数的にも難しい中で、訪問介護の重要性というのは私自身も強く認識しているところでありますので、またエリア的なことを考えれば、経費の負担感というのは都市部のところとは全然違ってくるといふようなことも大いに、簡単に想像もつくところであります。我々の地域の要介護者が全て安心して介護を受け、人生を全うできるような、そういう環境を確立していくには、今の入所、通所、訪問、この環境をしっかりと維持することが今は必須なのだろうと、それを維持できなくなるような制度であっては、やはりそれを推奨することはできないと感じております。ぜひとも訪問介護が継続できるような料金体系に戻すべきであると感じておりますので、私の意見としては以上であります。

山田 勉 訪問介護は本当に成り手が少なく、大変な仕事だと思うのです。特に冬なんかは雪のけしたり、余計な仕事もあるわけですが、反対にむしろ上げて当然だと私は思うのですが、これに対しては本当に今後まだ若い人もやっぱりそういう仕事に就けるような、そういうようなシステムになればと思っています。以上です。

上村 正朗 では、意見を言わせていただきたいと思います。介護高齢課の調査で、昨年と今年、収入が同じだということだったので、本来引き上げなくてはいけないところですよ。とにかく成り手がなくて、本当に60代、70代の方がもうヘルパーさん一生懸命頑張ってもらっている状況ですので、収入が変わらないにしても、先ほど私が言ったとおり、本当に頑張ってもらって処遇改善の加算を取っているのです、事業所で。

どういう取り方をするかということ、年収400万円のヘルパーさん、440万円にしなければ加算が取れないということで、40万円無理やりそれは引き上げて加算を取る。40万円引き上げる原資はどこからかというと、私が行った介護事業所は、管理者の方、御自分もケアマネもヘルパーもやっているのですけれども、自分の給料を下げて、従業員のほうに給料を回すと。今までは事務所を借りてやっていたのだけれども、とっても運営できないから、自分の自宅に来て、自宅を改装して、効率化してやっていると、そういう努力をして加算を取って、それで去年と収入が変わらない、そういう状況を私具体的に聞いてきましたので、ここは市長のほうもしっかりその辺の再改定に向けて、介護報酬の単価上げるように要望してくれるということです。市議会としても、市のほうとやっぱり両輪で、地域包括ケアを保障するための本当に大事な訪問介護事業ですので、市議会としても請願の趣旨をしっかりとくみ取って要望していきたいと、そういうふうに思います。以上です。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議の後、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第4号については起立全員にて採択すべものと決定した。

事務 局長 ただいま採択すべきものと御決定いただきました請願につきましては、最終日に議員発議をしていただく運びとなります。つきましては、本市議会の様式にのっとり成文化したものを準備いたしておりますので、お帰りの際に御署名をお願いいたします。以上です。

委員長（鈴木一之君） 暫時休憩を宣する。

(午前10時50分)

委員長（鈴木一之君） 理事者を入室させる。

委員長（鈴木一之君） 委員会の再開を宣する。

(午前11時00分)

日 程 第 4	議第75号 子どもに係る医療費助成の一部負担金無償化に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、担当課長（こども課長 山田昌実君）から説明を受けた後、質疑に入る。
---------	--

(説 明)

こども課長 おはようございます。それでは、議第75号 子どもに係る医療費助成の一部負担金無償化に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてであります。本案は、子ども・子育て支援施策の拡充を図り、本市が目指す安心して子供を産み育てられるまちづくりを推進するため、子供の医療費助成、独り親家庭等の医療費助成及び重度心身障害者医療費助成で対象としている18歳までの子供並びに妊産婦医療費助成の対象者について、入院療養時に自己負担となっている1日1,200円の一部負担金を令和7年4月から無償化とすることとし、関係する条例を一括して改正するための条

例を制定するものであります。なお、資料の13ページから20ページに新旧対照表が記載されておりますので、併せて御参照くださるようお願いいたします。説明は以上であります。

(質 疑)

上村 正朗 1点教えてください。市長の8月の記者会見で制度拡充に伴う負担額、1年分でしょうか、396万2,000円ということで記者会見で発表されていたと思うのですが、1,200円で割れば何件というのが分かるのかもしれませんが、見込みとしては何人、何日分というのでしょうか、算定根拠をちょっと教えていただければと思います。

こども課長 予算化につきましては、令和7年度予算ということになりますけれども、市長が記者会見で申し上げた金額につきましては、令和5年度の実績に基づく金額であると認識しております。令和2年、令和3年、令和4年というのは非常にコロナが蔓延していた時期でありまして、医療費助成については非常にちょっと参考にならない数字でありました。受診控えというのがございました。昨年度5類に移行した後から従来のコロナ前の水準に戻ってきたということでありまして、具体的には何日分というような計算はしていないのですが、令和5年度実績の見込みで大体400万円程度、396万円程度というようなことでございましたので、来年度予算につきましても、恐らくそれに近いような数字になるのではというふうに見込んでおります。

上村 正朗 入院費用について、自己負担なくしていただいて、本当に市民にとってありがたい、大きな前進だと思います。大変ありがとうございます。あわせて、恐らく通院分の試算というか、令和5年度の実績で恐らく通院分も幾らというのを押さえて、両方やれたらいいけれども、どうもなみたいな検討があったのかなと思うのですが、通院分というのは、ちなみに令和5年度の実績では幾らぐらいになるのでしょうか。

こども課長 副委員長おっしゃるとおり、通院分につきましても、併せて庁内討議は進めてきたところでございます。通院分につきましてはの金額でございますが、4医療助成合わせまして、令和5年度実績で3,871万7,334円というような個人負担になってございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第75号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 5	議第76号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 山田昌実君）から説明を受けた後、質疑に入る。
---------	---

(説 明)

こども課長

それでは、続きまして、議第76号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、3つの事項から改正を行うものであります。1つ目は、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示が本年3月5日に公布され、入院時の食事療養に係る自己負担額が6月1日から引き上げられたことに伴い、県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要領が7月23日に改正されたことから、県要領に準じて改正を行うもの。2つ目は、本年12月2日からのマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、受給者の医療保険に関する情報等の届出、確認事項としている保険証等の文言を、マイナンバーカードの読み取りによって得られる資格情報に改正を行うもの。3つ目としては、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が本年7月31日に公布されたことにより、引用する児童扶養手当法施行令の規定に項ずれが生ずることから、改正を行うものであります。なお、資料の21ページから24ページに新旧対照表が記載されておりますので、併せて御参照くださるようお願いいたします。説明は以上であります。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第76号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 6

議第77号 村上市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長

議第77号 村上市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、令和6年12月2日から実施される健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴い、条例に所要の改正を行うものであります。新旧対照表は25ページにありますので、参照していただければと思います。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第77号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 7 議第78号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（福祉課長 太田秀哉君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

福祉 課長 議第78号は、村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。議第77号と同様、健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴い、所要の改正を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第78号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 8 議第79号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 議第79号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきましても、令和6年12月2日から実施される健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴い、条例に所要の改正を行うものであります。新旧対照表は27ページにあります。以上です。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第79号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第80号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 志田淳一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第80号は、公の施設に係る指定管理者の指定についてということになります。こちらの福祉センターより花会館に係る指定管理者の指定について、公募によらず、現在の指定管理者である社会福祉法人村上市社会福祉協議会を引き続き指定しようとするものであり、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。なお、選定の経緯、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示ししておりますので、併せて御参照くださるようお願いいたします。説明は以上です。

(質 疑)

上村 正朗 ちょっと教えてください。こっちの指定に係る資料のほうの3ページで、基本のキで大変申し訳ないです。指定管理料の積算の内訳での支出なのですけれども、人件費以下委託料まで5年度分、みんな平均になっているのですけれども、これ物価の高騰とか、人件費でも最低賃金とか毎年上がっていくと思いますので、その辺の上がった分というのは、その後契約変更というか、そういうので変更されるのだったのでしょうか。

介護高齢課長 実績に基づいて、毎年必ずということではないのですけれども、大幅な変更があったときとかには、実績に基づいてうちのほうとで調整させていただいております。

上村 正朗 もう一つ、公共施設マネジメントプログラムの中で、たしかより花会館については、山北より花温泉、交流の館「八幡」との統合を視野に検討に入るということで、今年度方針決定ということになっていると思うのですけれども、その辺の検討状況というか、いつ頃その結果が出るとかという、ちょっと見通しをお聞かせいただきたいと思いますが。

介護高齢課長 まだいつに決着を見るというところは決まっておりませんが、内部で検討は重ねております。

上村 正朗 確認ですけれども、プログラム上は今年度となっているのですけれども、今年度中に成案を見るということでしょうか。

介護高齢課長 今年度中に方針出すように努力しております。

渡辺 昌 資料を見ると、地元住民の方に有効に活用されているように思うのですけれども、ちなみに利用者数の数なんていうのはデータありますか。

介護高齢課長 より花会館の利用状況ですけれども、入浴されている方で令和5年度だと合計4万7,269人、会館の利用だと585人となっております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第80号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第85号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、担当課長(介護高齢課長 志田淳一君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第85号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)です。この補正の内容につきましては、歳入歳出それぞれ2億8,940万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ87億2,040万円とするものでございます。それでは、資料のほうの7ページ、8ページを御覧いただきたいと思います。歳入のほうです。歳入、8款2項1目介護保険給付等準備基金繰入金、説明欄1、介護保険給付等準備基金繰入金86万1,000円になります。こちらにつきましては、令和5年度の1号の被保険者の保険料の還付の不足によりまして基金の繰入れを行わせていただくものでございます。次に、9款1項1目繰越金です。説明欄1、前年度繰越金2億8,853万9,000円です。こちらにつきましては、令和5年度の実績が確定したものですので、そこからの繰越金という形になります。次に、9ページ、10ページを御覧ください。歳出の予算になります。5款1項1目介護保険給付等準備基金積立金、説明欄1、介護保険給付等準備基金積立金1億4,213万5,000円です。こちらにつきましても、令和5年度の実績が確定したため、準備基金のほうへ積み立てるものでございます。次に、7款1項1目第1号被保険者保険料還付金です。説明欄1、第1号被保険者保険料還付金過誤納還付金は、先ほど歳入のほうで説明させていただきました第1号被保険者の還付金の歳出の分になります。3目償還金、国庫支出金等返還金になります。1億3,329万7,000円になります。こちら令和5年度の実績が確定したことにより、国・県支払基金等への返還金になります。2項1目他会計繰出金、説明欄1、一般会計繰出金1,310万7,000円、こちらにつきましても、令和5年度の実績が確定したので、市負担分を一般会計のほうに繰り出すということになります。以上になります。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立

による採決を行った結果、議第85号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第11 議第92号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

保健医療課長 議第92号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。歳入は、ページ265、266ページを御覧ください。歳入は、58億1,594万3,527円でした。歳出は、次のページを御覧ください。歳出は、57億4,972万4,019円で差引き残高は6,621万9,508円です。歳入は、前年度比9,605万9,929円、率にしてマイナス1.6%です。歳出は、前年度比4,769万7,524円、率にしてプラス0.8%でした。被保険者数の平均は、令和5年度は世帯数7,508世帯、被保険者数は1万1,105人で、世帯数は前年度から比べましてマイナス285世帯、被保険者数はマイナス643人でした。269、270ページを御覧ください。1款1項1、2目の国民健康保険税ですが、9億4,881万6,065円です。前年度比マイナス2.2%、2,150万3,828円の減となっておりますが、被保険者数の減少によるものと考えられます。2款分担金及び負担金、1項1目特定健診一部負担金、3款使用料及び手数料、1項1目、備考欄1、督促手数料は例年どおりのため、省略させていただきます。次のページ、4款1項国庫補助金です。出産育児一時金臨時補助金ですが、令和5年度限定で出産育児一時金が引き上げられたことに伴い、出産育児一時金の支給1件当たり5,000円を補助するものとなります。5款県支出金です。歳出の保険給付費用として交付される普通交付金と保険者努力支援分、特別調整交付金分、県繰入金などの特別交付金に大別されます。前年度比7,780万円ほど減額となっております。減額になった主な原因は、被保険者数の減少による保険給付費が減額になったことによるものです。6款、7款、8款、9款は省略させていただきます。続きまして、歳出の説明をさせていただきます。1款1項、2項は省略させていただきます。3項1目運営協議会費は、データヘルス計画策定のため、例年より多い4回運営協議会を開催いたしました。2款保険給付費です。保険給付費総額は、被保険者数の減少に伴い8,167万円マイナスとなりましたが、高額療養費は前年度より約217万円増加しました。次のページを御覧ください。3款国民健康保険事業費納付金です。決算額は前年度比7,159万1,948円の減の12億7,177万2,815円となっております。4款保健事業費です。会計年度任用職員報酬や特定健診委託料、人間ドック健診事業委託料、健診未受診者対策事業委託料などが含まれております。また、令和5年度はデータヘルス計画策定のため、支援事業委託料、印刷製本費が予算執行されております。5款基金積立金です。2億600万円ほど積み立てました。6款、7款、8款は省略させていただきます。以上です。

（質 疑）

長谷川 孝 加盟世帯数とかどんどん減ってきているような状況にあるのですが、これからの見込みとして立てている、これ何次計画だかちょっと分からないのですけれども、今後の例えば5年間の加盟されている世帯数とか、人数とかを含めて教えていただきたいと思います。

保健医療課長 具体的に数字として年間どのぐらい減っていくかという数字は押さえていませんけ

れども、また今年の10月から社会保険の加入拡大が含まれていることなどとかを考えますと、また減っていくことが予想されますし、今後75歳後期高齢者も加入も増えていきますので、年々減っておりますので、今後も同じようなペースで減っていくものと考えております。

長谷川 孝 減っていくということは、歳出に対しても影響あると思うのですが、今後いろいろな事業をやっていく上に何か弊害みたいなものは現れる可能性はあるものですか。

保健医療課長 大きな弊害はないかとは思いますが、ただやはり分母が減っていきますので、大きな治療とか、何か大きな医療費がかかるものが発生しますと、1人当たりの負担は多くなるものと考えられます。

(自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第92号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日 程 第 12 議第93号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 議第93号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。290、291ページを御覧ください。歳入8億2,178万2,126円に対しまして、次ページ御覧ください。歳出8億594万3,782円、差引き残高1,583万8,344円です。被保険者数は、令和5年度年間平均数は1万2,596人で、前年より174名増加しました。歳入について説明いたします。294、295ページを御覧ください。1款後期高齢者医療保険料は、被保険者数の増加により、前年度比約2,500万円増額となっております。2款、3款、4款、5款は例年どおりのため、省略させていただきます。続いて、歳出になります。298、299ページを御覧ください。1款総務費は、例年どおりのため、省略させていただきます。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比約1,400万円の増額となりました。被保険者数の増加によるものです。3款保健事業費は人間ドックや健康診査の委託料などとなっております。5款は省略させていただきます。簡単ではありますが、説明は以上です。

(質 疑)

長谷川 孝 1つちょっと伺いたいのですけれども、これは逆に人数が増えて、これからも増える可能性というのがあると思うのですが、74歳の若年者層というのですか、その人たちも私の記憶だと全体の37%ぐらい、この後期高齢者の医療制度は支えていると思うのですが、さっき言いましたように国民健康保険の若年者層というものが減ってきている状況にある中で、後期高齢者の医療のやっぱり保険料の値上げとかというのを考えられるのが頻繁になる可能性があると思うのですけれども、その辺という

のはどういうふうに今考えているのでしょうか。制度自体をちょっと精査していたら、教えてもらいたいと思います。

国保 室長 保険料ですが、この年までは、令和5年度までは据置きだったのですけれども、やはり令和6年度からは保険料は上げたという経緯があります。あと、若年層に負担がということで、負担割合を、例えば3割を増やすとか、上限を上げるとかというふうなことが今言われておりますので、そういった形で若年層からの負担を軽くするというような方向だと伺っております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第93号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第13 議第94号 令和5年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 志田淳一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第94号 令和5年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。決算書の303ページ、304ページを御覧ください。収入済みの合計ですが、86億2,678万2,180円であります。令和4年度と比較しまして、2,261万9,778円の減でありました。次に、305ページ、306ページを御覧ください。支出済額の合計ですけれども、83億3,824万1,566円でした。令和4年度と比較しまして、6,329万3,902円の増であります。続きまして、歳入のほうの主なものにつきまして御説明申し上げます。307ページ、308ページを御覧ください。1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料であります。収入済額は16億1,714万8,106円、不納欠損額は138万8,110円、収入未済額は373万7,260円であります。収納率につきましては、99.7%でありました。次に、2款分担金及び負担金、1項1目1節の利用者負担金、備考欄1、給食サービス事業負担金525万4,800円ありますが、1食300円の利用者負担金で令和5年度の実績としましては、実利用人数309人、1万7,533食分となりました。次に、備考欄の2、給食サービス事業負担金の滞納繰越分ですが、こちらは令和4年度の8か月分、69食分となっております。備考欄の3、生きがい活動支援通所サービス事業の利用料金は56万2,800円ですが、一般介護予防事業等を行った参加者の負担金ということになります。次に、2節の市町村負担金の備考欄1、介護認定審査会費の負担金369万9,000円ですが、こちらにつきましては関川村、栗島浦村さんからの負担金ということになります。3款使用料及び手数料については、前年同様のため省略させていただきます。4款国庫支出金でございますけれども、こちらにつきましては、介護給付費負担金、調整交付金、あと次のページにも書いてあるのですが、地域支援事業の交付金等合わせまして収入済額が20億8,612万859円でありました。309ページ、310ページになります。5款

支払基金交付金ですけれども、介護給付費の交付金と地域支援事業支援交付金としまして、収入済額が20億6,852万9,000円でありました。次に、6款県支出金でありますけれども、こちらも介護給付費負担金、あと地域支援事業交付金としまして12億61万4,567円であります。次に、311ページ、312ページを御覧ください。7款の財産収入につきましては、省略させていただきます。8款繰入金ですけれども、こちらは一般会計からの繰入金ということで12億6,947万3,120円であります。5目低所得者保険料軽減繰入金8,975万6,100円でありますけれども、こちらは介護の保険料の第1段階から第3段階に該当する方までの負担の軽減を行わせていただきました。国の負担分2分の1、県・市町村がそれぞれ4分の1の負担となります。対象者は6,885人でありました。9款繰越金、10款の諸収入は省略させていただきます。歳入は以上となります。

(質 疑)

- 渡辺 昌 記憶が定かでないのであれなのですけれども、ニュースか何かで、健康寿命の延伸で、初めて介護サービスを受ける方の年齢が上がってきているというような、そんなニュースだったか何かを最近聞いたような気するのですけれども、そういうふうな傾向ってあるのでしょうか。
- 介護高齢課長 すみません、年齢はちょっとはっきりとはつかんでおりません。初めて介護認定を受けられる方の年齢がどういうふうにして推移しているかというところは、すみません、把握しておりません。
- 渡辺 昌 細かい数字ではなくても、何か全体の雰囲気というか、傾向みたいな、そういうものないということですね。
- 介護高齢課長 もちろんやっぱり年齢上がっていると思いますし、以前に比べまして急に介護度が重い方が、最初の認定でもう介護3とかいくというような方よりは、もっと軽めの要支援の1、2ぐらいで最初の認定を受けられて、それからしばらくいくとか、あとはその辺を維持しているという方が以前に比べて増えているかなというふうに感じております。
- 長谷川 孝 施設のことでちょっと聞きたい。岩船のデイサービス閉鎖したでしょう。名前言うわけにはいかないけれども。そういうような状況にある中で、今例えばデイサービスの施設とか、いろいろな施設あるわけなのですが、現状どうなのかというのがちょっと心配になるところもあるのですが、全体的に例えば利用者がどのような状況なのかというのをざっくりとちょっと教えてもらいたいのですけれども。
- 介護高齢課長 昨年度と給付費で比べてそう大差ないような状態なのかなというふうに思っていましたので、使われ方といいますか、使っていらっしゃる方の数がそういうすごく増えてきたというような感じはしておりませんので、昨年度までは3年間介護報酬も一緒でしたので、毎年同じような法人さんに対する収入だったのかなというところでは思っています。介護度もなかなか上がらないかということになりますと、お一人当たりの単価もそれほど変わりませんので、そうした意味でもあまり変化がないのかなというところ、全体押しなべてというところとちょっと分からないのですけれども、法人さんのほうのスタッフの皆さんがやはり若い人たちはあまり入ってこれませんし、勤めてくださっているスタッフさんは当然年齢層だんだん上がっていきますので、ちょっとスタッフさんの配置にも苦慮している面が多いのかなというふうにしてこちらのほうでは思っております。

長谷川 孝 例えば閉鎖したところの施設とかというのは物すごくきれいで、すごく立派な施設なのけれども、それが民間でほかのところもばたばたやめるとかという状況でないのに、何でなのかなというのはちょっと気になるところもあるのですけれども、一番の原因とかというのはやっぱり人材とか、そういうふうな部分が影響あるというふうに考えていいわけですか。

介護高齢課長 委員おっしゃっているあの事業者さんでいいますと、私たちの市内だけではなくて、ほかの自治体さんでも事業をやられていまして、そちらの自治体さんのほうで運営がうまくいかなかったというのはお聞きしています。委員おっしゃったように、市内にありましたあの事業所につきましては、確かに新しいですし、若いスタッフさんも多くて、本当に丁寧に介護していただいていたなというふうに考えております。

上村 正朗 今の議論の関連であれなのですけれども、介護事業所、いろいろ状況あると思うのですけれども、特に収支の状況とかいろんな状況、どの辺まで市というのは把握されているのでしょうか。

介護高齢課長 うち地域密着型の事業所などを指定させてはいただいていますけれども、経営までは毎年何か明確に出てくるとか、そうしたことは特にはないです。指定管理してあるデイサービスとかであればうちのほうに収支報告書上がってきますけれども、そうでなければそこまで細かい内容までの把握は、毎年機械的にしているということではありません。

上村 正朗 地域密着型は市が監査していると思うのですけれども、それ以外は県でしょうか。頻度というのはどんなものなのでしょうか。

介護高齢課長 県指定の事業者さんであれば、おおむね多分3年に1遍というルールはあったかと思うのですけれども、そこはなくて、多分5年に1遍ぐらいで今は監査されているのかなというふうにして、実地指導などされているのかなというふうに思っています。

上村 正朗 県の実地指導との連携というか、来た場合は立ち会って、何か資料をくれないとかという話も聞いたことあるのですけれども、その辺どうですか、連携の状況というのは。

介護高齢課長 県が実施指導に来られる場合は、市町村のほうにも一緒に来ますかというような形で文書が来ますので、私たちのほうでも行ける事業所のほうは行かせてもらっています。資料については、今、持っていったいい、悪いというところは、ちょっとすみません、はっきりしません。

上村 正朗 何か資料をやっていなかったような気もするのですけれども、それにしてもそこに実地検査と一緒に行って資料をもらえるにしても5年に1遍ですから、その5年の中で財政状況とかが変わったりするということはあると思うので、何かやっぱりその状況確認の方法といいますか、法的根拠がない中でなかなか難しいのかもしれないけれども、ある日どこかでぽんと事業をやめたとか、施設をやめた、利用者はどうするかというので慌てるというのは、市にとっても大変ですけれども、市民にとっても、利用者のほうも大変だと思いますので、その辺の検討が必要なのかなという気はしますが、どんなものなのでしょうか。

介護高齢課長 副委員長おっしゃるとおりだと思いますが、私たちも会計の内容を細かく見るというところまで、まだ勉強不足のところもありまして、私たちの課題としましても、そういったところを勉強させてもらいながら、経営の傾向ですとか、そうしたところをある程度把握できるようにしていきたいかなというふうにして思っております。

す。

渡辺 昌 さっきと同じような内容の質問になるのですけれども、介護予防事業として約2,000万円かけているわけですが、その予防事業による成果というのはどのように感じていますか。

介護高齢課長 単年ではなくて、長年この教室に来てくださっている方ともおりますので、来てくださっている方についてはある程度健康維持とか、そういったところにつながっているのかなというふうにして考えております。

渡辺 昌 特に村上市ではこんなことをやっていますよって、何か宣伝したいようなこと、特別な取組あったら教えてください。あったら結構です。

介護高齢課長 会場によってはあかまつ荘など温泉も使わせてもらっていますので、そうしたところで運動と併せて余暇ですとか、横のつながりっていいですか、交流ですとか、そうしたこともやらせていただいています。また、各地区で総合型のスポーツクラブさんにも御協力いただいて運動教室などをやっていますので、ただ単に看護師さんがやってきて転倒予防とかというよりは、もっと専門的なといいますか、運動に詳しい人たちがしっかりやってくれるので、そうした意味での体の機能の維持とかにはつながっていく教室になっているのかなというふうに思っています。

鈴木委員長 私ちょっと1点あれでしょうか。ぜひとも今お話の中でもありましたように、現場主義と申し上げますか、現場の様子も逐次拝見したりとか、現場の声を反映できるような形の中で行政でこれからしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

副 市 長 先ほど、今経営の中身どういうふうに把握すればいいのかというふうな御意見いただいたと思うのですけれども、市として確認できる部分についてはきちっと確認しなければならないと思っておりますので、そこはやらせていただきたいと思いますが、踏み込めない部分も多分あるかと思っておりますので、できる限りそこはその事業所の状況をつぶさに把握しなければならないなというふうに感じております。

上村 正朗 では、歳出について1点だけお願いします。歳出、3款地域支援事業で330ページの3款3項5目生活支援体制整備事業費なのですけれども、生活支援コーディネーターの報償と業務委託料というのが出ているのですけれども、この中身はどんな内容でした。

高齢者支援室主幹 コーディネーターの報償は、荒川地区だけ区長さんで民生委員さんの方を選任しておりますので、この方だけ報償費という形でお支払いさせていただきまして、コーディネーターの業務委託料のほうは、そのほか団体から選出していただいた生活支援コーディネーターの委託料ということで、年間の活動費をこちらからお支払いさせていただいております。

上村 正朗 これは、2層の生活支援コーディネーターって何人業務委託しているのですか。

高齢者支援室主幹 業務委託している方は4人です。荒川地区を除く4つの地区の生活支援コーディネーターです。

上村 正朗 ということは、5地区それぞれ1人の人ではなくて、全体分けてあれですね。根拠としては、何日分、何時間とか、そういう分け方で5人の方に業務しているわけですね、業務委託、報償も含めて。専任ではなくて、兼任、兼務で、ほかの業務をやりながらということだと思えるのですけれども、その辺何日、何時間分みたいなのはあるのでしょうか。

高齢者支援室主幹 荒川地区につきましては、年間の会議日数掛ける、すみません、1日分のちょ

っと単価がばっと出てきませんが、掛ける日数分ですし、あとコーディネーター委託料につきましては、同じように年間の活動費ということで会議日数や、あと事業の日数に係る経費を算出しております。

上村 正朗 大体何日間ぐらい活動するものでしょうか。

高齢者支援室主幹 会議の日数自体は、活動日数……後で調べて細かいことを副委員長にお伝えしてよろしいでしょうか。

上村 正朗 では、後で算出根拠を、例えば単価掛ける何時間で幾らで何人分で出てくると思うので、その根拠を後で教えてください。それと、生活支援コーディネーターというのは、業務は何をするのですか。何が目的なのでしょう。

高齢者支援室主幹 地域における支え合いの仕組みづくりを主に活動内容としております。以上です。

上村 正朗 令和5年度で支え合いの仕組みづくりというのは、どのくらい各地区で進んだのかというのは数で何か評価というのは、実績というのは出ますでしょうか。

高齢者支援室主幹 こちらは、先ほどの介護予防の話とも関わるのですけれども、歩いて通える身近な通いの場ですとか、あとその町内における支え合いの仕組みができたというところを合わせてカウントさせていただいております。年間108の取組があったかと思えます。

上村 正朗 108の取組で、今までできなかったことができたとか、なかった何か仕組みができたとか、そういったものというのは実績として上がるものですか。

高齢者支援室主幹 毎年地域の茶の間の会場数でしたり、あと介護予防の教室数でしたり、あとコーディネーターや、それから各地域の互近所ささえ～る隊の会議などによって把握された、地域における支え合いの仕組みの数を数えさせていただいております。

上村 正朗 できれば、その辺の実績も後で教えてもらいたいと思うのですけれども、これ財源は地域支援事業ですから、財源というのはきれいに出的のですか。

高齢者支援室主幹 財源は、国が38.5%、新潟県が19.25%、市が19.25%、第1号被保険者の保険料が23%となっております。

上村 正朗 では、最後です。活動日数がちょっと聞けないので、よく分からないのですけれども、本来ほかの仕事をしている人の、例えば年間20日分とか15日はこの仕事をやってくださいという、そういう仕組みだと思うのですけれども、それでは非常にやっぱ、前この常任委員会に所属したときも、何でそういうやり方するのかなど。兼務ですよ。本来やっている仕事があって、そのうちの1割とか、ほんの少しの部分はこの仕事をやってくださいというやり方なので、実際やっている人に話聞いても、非常にやっぱ動きにくいというふうに言われているのですけれども、兼務ではなくて、専任の配置というのができないものかなと思うのですけれども、どんなものでしょう。

介護高齢課長 そうしたことでいうと、ほかの仕事を持ちながらというところではなかなか大変なのかなと思います。ただ、地域の中で集落とか、町内とかという単位の小さい中でのやり取りですので、お一人に全部負担という形ではなくて、何人かの集まりとして核となっていて、動いていくということも一つあるのかなと思います。専任ばかりではなくて、そうした形で地域を支えていくというような目配りといいますか、関わり方もあるのかなというふうに思っていて、副委員長おっしゃるとおりのやり方なども含めて今後いろいろと検討していきたいかなと思っております。

上村 正朗 ぜひお願いします。2年前、3年前で聞いたときは、専任で頼める人がいないからという回答もちょっと聞いたような気がするのですけれども、優秀な、優秀なというか、能力のある人をそれなりにやっぱりきちんと専任で私は配置してやってもらうほうが絶対実績は上がると思うので、それも含めて御検討いただければと思います。以上です。

委員長（鈴木一之君）休憩を宣する。
（午後 0時04分）

委員長（鈴木一之君）再開を宣する。
（午後 1時10分）

介護高齢課長 先ほど午前の方に渡辺委員から御質問いただいていました、介護度の新規の認定者の年齢はどうなっているかというところだったのですけれども、調べましたところ、令和2年度が82.8歳、令和3年度は83歳、令和4年度は83.3歳と少しずつ伸びているような状況です。全国が令和2年度81.4歳、令和3年度81.5歳、令和4年度81.7歳というような形で、全国よりも新規の認定者の年齢はちょっと遅い形になっているかと思います。あと、もう一つ、初めて認定された方の多い介護度というところもあったかと思うのですけれども、令和5年度の実績で見ますと、要介護1が一番多くて986人、新規認定者がおりましたが、要介護1の方は303人、次が要支援1の方で219人、次が要支援2の方で130人ということで、要介護1の方は新規の中で占める割合は30%ほどでした。あともう一つ、上村委員のほうから、生活支援コーディネーターの委託料について、どのくらいの金額だったのだというところで御質問いただいていましたけれども、委託料全体で174万1,720円でしたけれども、4地区、1地区にお一人ずつおられますが、平均で43万5,430円、お一人に委託料としてお渡ししています。48回、年間で会議を行っていましたので、1回当たりにはしますとお一人当たり9,071円というような形で平均になっておりました。申し訳ございませんでした。以上です。

上村 正朗 生活支援コーディネーターの1人当たりのは分かったのですけれども、会議48回で9,071円、会議に出るだけが仕事なのですか、この方は。

高齢者支援室主幹 会議のほかに地域の中での座談会ですとか、市全体での合同学習会とか、そういったものもその回数の中には含まれております。

上村 正朗 生活支援コーディネーター、でも、基本会議に出る、座談会とか、研修会も含めて会議に出る、何か支え合いの仕組みつくるというのは、会議に出るだけが仕事なのかなという、地域のいろんな人と話しして、いろいろ連携体制つくるとか、会議だけではなくて、いろんなところに訪問に行って話し合っとかという、そういう個別のソーシャルワークみたいなものをやるのかなという気がするのですけれども、その辺どうなのでしょう。

高齢者支援室主幹 説明が足りなくて申し訳ありません。集落の座談会等を行うに当たっても、地域の互近所ささえ～る隊の事務局と一緒に集落なども回らせてもらっております。それを含めて年間48回ということです。

上村 正朗 最後、330ページの一番下の任意事業経費で、労働者派遣手数料というのが上がっているのですけれども、これは中身は何なのでしょう。

介護高齢課長 山北地区の給食サービスの配達とかに関わってくださる方は労働者派遣のほうでお支払いしているので、そのお金になります。

上村 正朗 配食サービスの人を派遣会社から雇っているのですか。

介護高齢課長 派遣会社を通じて人をお願いしていますが、実態は地元の方だったかと思っています。

上村 正朗 あまり細かいことなので、あれなのすけれども、地元の方であれば、直接支所とか会社が、結局派遣会社に頼むということは中間マージンというか、当然そういうのがあるのだろーと思いますけれども、直接できない理由というのは何かあるのでしょうか。

介護高齢課長 直接募集しても、応募してくれなかったとかという面もあるかと思いますが、人の入れ替わりといいますか、都合つかないときに、会社に頼んでおきますと、その分どなたかをまた手だてしてくれたりとかということもあって、事業自体に欠員が生じなかったりとかという、そういった面もありますので、そうしたことで会社のほうをお願いしていたりとかということはしております。

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論の後、起立による採決を行った結果、議第94号は、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

鈴木委員長 以上で本委員会に付託された議案の審査については、全て終了いたしました。これから議案審査についての委員長報告書作成は、委員長に一任させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木委員長 御異議ございませんので、委員長報告書の作成は委員長に一任されました。

委員長（鈴木一之君）閉会を宣する。

（午後 1 時 1 7 分）